

第二百四回国 参議院 憲法審査会 會議録 第二一号

令和三年五月十九日(水曜日)
午後二時一分開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

井上 哲士君

補欠選任

山下 芳生君

五月十八日

辞任

山田 宏君

補欠選任

和田 政宗君

出席者は左のとおり。

会長

幹事

林 芳正君

石井 準一君

石井 正弘君

西田 昌司君

藤末 健三君

那谷屋正義君

白 眞勲君

西田 実仁君

松沢 成文君

矢田わか子君

山添 拓君

委員

赤池 誠章君

有村 治子君

磯崎 仁彦君

衛藤 晟一君

岡田 広君

片山さつき君

古賀友一郎君

上月 良祐君

佐藤 正久君

中川 雅治君

憲法審査会事務局長 岡崎 慎吾君

本日の會議に付した案件

○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査

(日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について)

○会長(林芳正君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴取いたします。逢沢一郎君。

○衆議院議員(逢沢一郎君) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を説明を申し上げます。

ただいま議題となりました日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表をいたしまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

日本国憲法の改正手続に関する法律、いわゆる国民投票法は、平成十九年に制定され、平成二十六年に、選挙権年齢等の引下げなど、制定時に残されたいわゆる三つの宿題に対応するための法改正が行われましたが、その後、平成二十八年に、公職選挙法の数度にわたる改正により、投票環境向上のための法整備がなされております。

本法律案は、このような既に実施されている投票環境向上のための公職選挙法改正と同様の規定の整備を、国民投票法について行うものでございます。

次に、本法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、投票人名簿の内容確認手段について、個人情報保護の観点から、従来の縦覧制度を廃止し、公職選挙法と同様に、閲覧できる場合を明確化、限定した閲覧制度を設けることといたしております。

第二に、公職選挙法においては在外選挙人名簿への登録について出国時申請の制度が創設されましたけれども、この制度を利用した者が、出国の時期によっては、国民投票の在外投票人名簿に自動的に反映されないケースが出てまいりますので、その谷間を埋めるような規定を整備をいたしております。

第三に、投票日の当日、市町村内のいずれの投票区に属する投票人も投票することができる共通投票所を設けることができる制度を創設をいたしております。

第四に、期日前投票事由に天災や悪天候の場合を追加するとともに、期日前投票所の開始時刻の繰上げ及び終了時刻の繰下げを、それぞれ二時間の範囲でできることといたしております。

第五に、洋上投票制度の対象を、便宜置籍船等の船員及び実習生に拡大しております。

第六に、繰延べ投票の期日の告示について、少なくとも五日前に行うとされてきたものを、少なくとも二日前としております。

第七に、投票所に入ることができる子供の範囲を、幼児から、児童、生徒その他十八歳未満の者に拡大をいたしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三か月を経過した日から施行することといたしております。

以上が、本法律案の趣旨及び概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○会長(林芳正君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員奥野総一郎君から説明を聴取いたします。奥野総一郎君。

○衆議院議員(奥野総一郎君) 本法案の衆議院における修正部分につきまして御説明申し上げます。

本修正は、原案に法施行後三年を目途とした検討条項を加えるもので、その検討対象は次のとおりであります。

まず一つは、天災等の場合において迅速かつ安全な開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備など、投票人の投票に係る環境を整備するための事項であります。

もう一つは、国民投票運動等のための広告放送やインターネット有料広告の制限、国民投票運動等の資金に係る規制、国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保のための方策など、国民投票の公平及び公正を確保するための事項であります。

これらの事項について検討を加え、その結果に基づいて、法制上の措置を含む必要な措置を講ずるものとしております。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○会長(林芳正君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

発議者及び修正案提出者の皆様は御退席いただいて結構でございます。

○会長(林芳正君) 次に、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査を議題といたします。

本日は、日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について意見交換を行います。

まず、各会派から意見表明を行った後、委員間の意見交換を行います。

全体の所要は一時間五十分を目途といたします。

発言時間につきましては、経過状況をメモで通知し、時間が超過した際はベルを鳴らしますの

で、あらかじめ御承知願います。

また、御発言は着席のまま結構でございます。

なお、委員間の意見交換において発言を希望される方は、各会派からの意見表明の間にあらかじめ氏名標をお立てください。

それでは、まず各会派一名ずつ、各五分以内で御意見を順次お述べいただきたいと存じます。

石井準一君。

○石井準一君 先月二十八日、三年二か月ぶりに、参議院憲法審査会において憲法に対する考え

方についての意見交換が行われました。まずもつて、歴代の参議院憲法審査会長、与野党筆頭幹事

らの思いが形になったものであると感じた次第であります。開催に御理解をいただきました関係者

全てに感謝を申し上げます。

あわせて、憲法は国民のものであるからこそ、国民の皆様は憲法についての案を示す役割を持つ

た国会、参議院憲法審査会では、憲法、そしてそれに関係する課題について、それぞれが持つ意見

を率直に開陳をし、じっくりと議論を深め、その議論を通じて国民の皆様方に広く理解を得る努力

を続けていかなければならないと強く感じた次第であります。先月二十八日の参議院憲法審査会では、まさにそのような意見交換が行われたものと

考えております。改めまして、与野党筆頭理事の役目を預かる自分といたしましては、引き続き、

しっかりと国民の目線に合った憲法審査会を動かす努力を行っていかねばならないと感じております。

今回、憲法改正国民投票法案が衆議院から送付をされてまいりました。そもそも憲法審査会は、憲法そのものについての議論はもちろんではあり

ますが、手続についての議論を行い結論を得ること、これも大きな役目となっております。今回の法案についても、しっかりと参議院らしい議論をしていかなければなりません。

そこで、今回衆議院から送付されてきたこの国民投票法案ですが、商業施設等への共通投票所の設置や洋上投票の対象の拡大など投票票手続に

関する改正であり、平成二十八年に全会一致で成立をし改正をされた公職選挙法に規定されたものと

同様の内容とするものであります。また、今国会中に採決すべきという回答が半数以上になってい

る世論調査の結果もあります。したがって、それらをしっかりと踏まえた審議がなされるべきだと

考えております。

一方、国民投票法については、テレビやラジオなどの広報規制、さらにはネット広報規制等、投

開票手続の議論とは別に議論すべき課題がありま

す。この点について、衆議院における審議を経

て、附則に改正法施行後三年をめどに検討を加え、必要な法制上の措置を講じると盛り込まれた

ところでありま

す。

一方、国民投票法については、テレビやラジオなどの広報規制等、さらにはネット広報規制等、投票手続の議論とは別に議論すべき課題があります。この点について、衆議院における審議を経て、附則に改正法施行後三年をめどに検討を加え、必要な法制上の措置を講じると盛り込まれたところでありま

す。

一方、国民投票法については、テレビやラジオなどの広報規制等、さらにはネット広報規制等、投票手続の議論とは別に議論すべき課題があります。この点について、衆議院における審議を経て、附則に改正法施行後三年をめどに検討を加え、必要な法制上の措置を講じると盛り込まれたところでありま

す。

一方、国民投票法については、テレビやラジオなどの広報規制等、さらにはネット広報規制等、投票手続の議論とは別に議論すべき課題があります。この点について、衆議院における審議を経て、附則に改正法施行後三年をめどに検討を加え、必要な法制上の措置を講じると盛り込まれたところでありま

日本憲法の抱える諸課題という観点で申し上げますれば、施行後七十四年という歳月の中で大きく変化をしてきた社会や人々の考え方に日本国憲法が対応できているのか、国会、とりわけ憲法審査会でしっかりと議論しろというのが国民の皆様方の声であると受け止めております。

我が党といたしましては、自衛隊の明記、緊急事態対応、合区解消・地方公共団体、教育の充実の四項目について、国民の皆様方に問うふさわしいテーマであると考えているところであります。

我が会派以外にも幾つかの議論すべきテーマ、課題が寄せられていると承知をしております。我が会派も含め、各会派から寄せられたテーマ、課題を踏まえ、参議院らしく全会派そろって

肅々と憲法審査会での議論を進めていくことが国民の期待に応えるべきだと申し上げさせていただきます。私の発言を終わります。

○会長(林芳正君) 那谷屋正義君。

○那谷屋正義君 立憲民主・市民の那谷屋正義です。会派を代表し、一言意見表明を述べさせていただきます。

私たちは、憲法が時の為政者、権力の暴走から国民の権利、人権、平和主義を守る役割を持つ立憲主義の理念に基づき、それを深化させる観点から未来志向の憲法議論を真摯に行っていくことを綱領でうたっています。したがって、本審査会では、国会法にあるように、憲法に限らず関連法も含め、国民にとって真に必要な改定を積極的

に検討してまいりたいと考えております。

さきの審査会で小西議員から指摘のあった、既に施行されている集团的自衛権の一部の行使を容認した閣議決定及び安全保障法制のように、論理的整合性、法的安定性に欠ける恣意的、便宜的な憲法解釈の変更は絶対に認められません。

参議院憲法審査会は、これまでも静かな環境の中で、各会派が円満な状況の下で冷静かつ慎重な議論が行われてきたと認識しております。憲法改正を党利党略の政争の具とせず、憲法及び関連法に対する国民一人一人の興味、関心を促し、国民

の期待に応えるよう、これからも各会派の皆さんの真摯な議論が何よりも大切であると考えます。

次に、衆議院から送付されてまいりました憲法改正手続に関する国民投票法改正案に対して申し上げます。

与党などが提出された原案は、平成二十八年の改正公選法による投票環境の向上を図るための措置に做つた七項目の法整備を行うものですが、そもそも国民投票法を公選法と同一の扱いとすることの問題点もありますが、法の目的にある投票環境の向上を図るには、七項目が合致するかという疑問を否定できません。衆議院の審議でも、それが不十分のままであります。

そして、従来から申し上げているとおり、スポーツＣＭの扇情的な影響力やインターネット広告も含め、ＣＭに投じる資金の多寡が投票結果に与える影響等を踏まえると、ＣＭや運動資金などについて一定の規制が設けられなければ、公正公平な国民投票の実施は期待できません。

また、今日のコロナ禍において、自宅療養等を余儀なくされている方々の投票権の保障も解決されています。こうした課題が山積しているのを承知しながら法を成立させることは、立法府の怠慢とのそしりを免れません。

立憲民主党は、積み残している課題等について具体的な検討を開始し、一定の結論を得る必要があると考え、修正案を提出いたしました。

この修正案は、国は、この法律の施行後三年を目途に、追加の二項目を始めとする投票人の投票に係る環境を整備するための事項及び国民投票運動等のための広告放送やインターネット有料広告の制限、運動資金規制、インターネットの適正利用の確保を図るための方策その他の国民投票の公平及び公正を確保するための事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとしています。

これに対し、各党で見解に大きな隔りがあることがあからさまとなりました。それにもかかわらず、この修正案についての質疑が衆議院では全

く行われずに採決がされたことは遺憾であり、国民の不信を招いています。本院では、まず原案と修正案で指摘された項目等について徹底した議論が行われるべきであると考えます。

今後、参議院としての本審査会に求められるものは、本審査会の議論を国民に正しく理解をしていただくためにより工夫した審議が必要ではないでしょうか。そして、法案の質疑はもとより、参考人招致等、慎重に審議を進めることは言うまでもありません。また、さきに述べたように、改めて憲法改正の必要性の有無や、議論の内容も、改憲内容のみならず、既に施行されている法律の違憲性の有無等の審査にも目を向けるべきであることを申し上げ、意見を表明いたします。

○会長(林芳正君) 矢倉克夫君。
○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。

日本国憲法及び憲法改正国民投票法を巡る諸課題について、会派を代表し、意見を申し上げます。

まず、憲法改正について、日本国憲法がうたう国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義という三つの原理は、人類普遍の理念であり、これからも堅持されなければなりません。原理は単なる原則と違い、例外を許さないものと理解をいたしております。

公明党は、この三原理を有する現憲法を、我が国の民主主義を進展させ、戦後日本の平和と安定、経済発展に大きく寄与、日本の礎を築いた素晴らしい憲法であると評価をいたします。憲法改正議論に当たり、この日本国憲法を改正すること、それ自体を目的とすべきではありません。

他方、このすばらしい憲法をより良くするため
の改正に向けた議論はあつてしかるべきです。新
たに憲法に盛り込むにふさわしい価値を見出せる
のであれば、あるいは現行の規定のままで不都
合が生じており憲法改正でしか解決できない課
題が明らかになっているのであれば、憲法の基本
原理をあくまで維持しながら、新たな条文、新
たな理念、価値を加えるべきと考えます。いわゆる加

憲です。

加憲において大事なことは、何が加えるべき新たな憲法価値か、決めるのは国民であり、そのために憲法に関する充実した国民的議論が欠かせないということであります。これまで、憲法に関する国民的議論はどの程度存在をしていたでしょうか。従来の憲法議論というと、政治家や専門家による交わることのない意見の言い合い、時に政争の具と言ってもいいような姿といった印象が拭えないということとは否定できないところでもあります。個性あふれる強い考えがぶつければぶつかるほど、国民は憲法を遠く感じてしまっていたのかもしれない。

憲法に關する眞摯な國民的議論は、一人一人が憲法を自分のものとして捉え直すきっかけとなります。それが、これまで当たり前と思っていた憲法の様々な価値、特に三原理を眞に國民のものとするにつながる、憲法を守るためにも議論が必要である、私はそうに思います。加憲論にはその國民的議論を導く力がある、そう確信をいたします。

以上の認識の下、憲法改正国民投票法改正案について申し上げます。

この法案は、投票環境の向上に関するものであり、国民が憲法議論をするために必要な手続法です。憲法改正に関わる以上一切認めないでは、国民の議論する権利を奪い、国民から憲法を選ざける結果となります。改正の内容は、平成二十八年の公職選挙法改正で措置済みのもと同様です。憲法改正国民投票の投開票に関する部分については、公職選挙法並びでもよいと考えます。本院においても速やかに結論に至ることを御期待いたし、議論にしっかりと参画してまいりたいと思います。

この場をお借りいたしました。加憲の議論の対象となり得る項目について、幾つか個人の見解も含めて申し上げたいというふうに思います。

まず、デジタル社会への対応です。AIや情報通信技術の発展、発達などによるデジタル化の進

展は、社会全体に大きな利益をもたらしています。しかし、個人に関するデータの収集やその利活用の方法によってはプライバシー等の人権が侵害され得ることに加え、AIを使った心理的プロファイリング等は個人の主体的な生き方に影響を与え、個人の尊厳を脅かすおそれがあるとも指摘されております。

デジタル社会の到来に際し、個人情報保護と適切な利活用の適切なバランスや、プロファイリングによる個人の意思形成過程のゆがみなどについて、憲法上の対応が必要かという観点からの議論が必要であると考えます。

また、現在進行中の地球温暖化は、平均気温の上昇のみならず、大雨、干ばつなどの気候の変化をもたらしております。その影響は将来、より深刻になると予測されます。良好な環境の下で健康に豊かに暮らすことは、今を生きる我々だけでなく将来を生きる全世代にとつても重要な価値であり、将来世代に良好な環境を残すことは将来世代の基本的人権を保障することにもなります。

このような観点から、地球環境の保全を明記することも検討に値すると考えます。もともと、地球環境の保全を明記するといつても、これを国民の権利又は責務どちらで構成するか、その他のなど、議論することは多くあります。

このほか、国会議員のオンライン出席の可否に関する出席概念など、検討すべきテーマはこのほかに多くあります。国民のための憲法論議が政局から離れて深められることを期待し、私の意見を表明を終わります。

○会長（林芳正君） 松沢成文君。
○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文です。

この際、提案された国民投票法改正案の本来の趣旨は、投票の利便性を向上させるために平成二十八年に改正された公職選挙法の七項目と整合を取るためのものです。そこには全く異論はありません。しかし、問題は、衆議院の審査会の最終段階で立憲民主党から提案され修正案に加えられた検討条項にあります。

日本維新の会は、衆議院において国民投票法の原案に賛成し、立憲民主党提出の修正案には断固反対しました。この修正案は、施行後三年をめどにCM規制や外国人寄附規制などについての検討を求めるのですが、今後の検討、審議に禍根を残すと言わざるを得ません。憲法改正反対派に憲法本体の議論に入ることを拒む大義を与え、加えて、憲法改正に向けた国会の発議権が制限されるという事態を招きかねないからであります。

現に衆議院の審査会の最終質疑においても、修正部分の解釈について、自民党、公明党、日本維新の会の委員と立憲民主党委員の間では全く異なる見解が示されております。

三党の委員は、今後の審議の在り方について、CM規制の問題など国民投票法の次なる議論を進めていくことと併せ、憲法本体の議論を肅々と進めていくと力強く語っております。私たちが全く同感であります。

これに対して立憲民主党の委員は、CM規制など今の国民投票法で不公正な部分がある以上、これを三年以内に改めるまでは憲法本体の審議や改正の発議はできないという認識であります。とんでもない身勝手な解釈であり、憲法審査会の目的を否定する暴挙であると言わざるを得ません。

共同提案者の中で、法案に対する解釈がこのように真つ向から対立する荷崩れ法案を平気で提出してくる衆議院憲法審査会に対して、強く抗議いたします。

このように法的安定性を大きく損なう法案提出など、常識的にあり得ません。このままでは必ず審査会の運営方法をめぐって混乱し、再び機能不全に陥るのは火を見るよりも明らかです。

そこで、私たち日本維新の会として二つの提案をしたいと思います。

まず第一に、こうした状況を打破するために、法案の修正案を提出したいと考えています。

立憲民主党からの修正部分は、現在の国会が将来の国会に対し施行後三年という具体的期限を設けて検討を求める内容になっており、その間は憲

法改正に向けた国会の発議権が制限されるとの誤解を招きかねません。そうした観点から、私たちは、修正部分に第二項を追加し、前項の規定は、憲法審査会が、同項の措置が講ぜられるまでの間に日本国憲法改正原案の審議や発議を妨げないとする修正案を提出する用意をしています。

第二の提案は、憲法審査会規程第七条にある小委員会を設置し、国民投票法改正に向けての審議を委任することです。

参議院では、議院運営委員会や行政監視委員会、小委員会が適宜有効に運営されている例があり、この小委員会制度を活用すべきです。

これによって、CM規制などの国民投票法関係の審議と憲法審査会本体による憲法改正に向けての審議が分業的に同時進行するというメリットが期待できます。さらに、毎週定例日の開催や、閉会中審査の活用も含めて積極的な審議を進めていくべきです。これこそが、憲法審査会における審議を活性化し、国民の期待に応える有効な方策であります。

憲法改正議論を促進したい会派の皆様には、この二つの提案に是非とも御理解と御賛同をお願いいたします。

私たち日本維新の会は、憲法改正すべきテーマとして、教育の無償化、統治機構改革、憲法裁判所の設置を提起し、改正条文も公表しています。各政党の皆様におかれましても、速やかに改正すべき条項を当審議会に提起いただき、積極的に審議を進め、改正案を発議し、国民投票によって主権者である国民の皆様を仰いでいきましよう。

以上です。

○会長(林芳正君) 浜野喜史君。

○浜野喜史君 国民民主党の浜野喜史でございます。会派を代表して意見表明をいたします。

まず、憲法改正国民投票法案の審議についてで

たことを不自然と言わざるを得ません。参議院においては、当然のこととして、修正案提出者も出席の上で、修正部分も含めた審議が行われるべきであると考えます。

次に、今後の憲法審査会の進め方についてです。

四月二十八日に我が会派の矢田わか子幹事から提起がありましたように、審査会は、立法院に属する国会議員が、国民が持つ様々な意見を背景に、考え方や主張を相互に出し合い、議論を深めていく場であります。定期的に会議を開催し、現行憲法に関する様々な論点について意見交換や、外部の有識者からのヒアリングなどを通じて議論を深めていくとともに、国民に判断材料等を供していくことが大切と考えます。

私たち国民民主党も、現行憲法の基本原理を堅持した上で、そのアップデートが必要であるという問題意識の下、デジタル時代の人権保障など人権についての規定の見直し、住民自治の基本原則を明記するなど地方自治の発展、強化、自衛権の統制、内閣による衆議院解散権の制限など統治の在り方の再構築、緊急事態条項の検討のほかの基礎的事項などについて議論すべきであるという憲法改正に向けた論点整理を昨年十二月に発表いたしました。

今後、この論点整理について御紹介させていただくこともあろうかと思いますが、前回の審査会において足立信也議員から発言があったように、国会においては、国の最高法規である憲法に関わる議論を不断に行うべきと考えます。

これからの本審査会における議論の充実をお願いし、私の意見表明とさせていただきます。

○会長(林芳正君) 山下芳生君。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

まず、憲法審査会の運営について意見を述べます。

そもそも憲法審査会は、改憲原案を発議し、審査する機関です。しかし、世論調査で政権に期待するテーマは何かと問われて、改憲と答える人は

数%にすぎません。日本共産党は、国民世論が改憲を求めている中、憲法審査会を動かす必要はないし、動かすべきでないと考えます。

次に、憲法改正国民投票法について幾つか意見を述べます。

現行の国民投票法は、第一次安倍政権時代の二〇〇七年、改憲に執念を燃やす安倍首相の思惑に沿って作られたものであり、CM規制や最低投票率など根本的な問題が残されたままの欠陥法となっています。そのため、参議院では、同法の採決に当たり十八項目に上る附帯決議を付しました。二〇一四年、同法改定の際もこの欠陥を残したままだったため、二十項目の附帯決議が付されています。

しかし、こうした国民投票法の根本問題はこれまで十分に議論されてきませんでした。本院附帯決議が指摘した欠陥を放置したまま、公職選挙法との横並びとして七項目だけ議論しようというのは、最高法規である憲法の改正手続を軽んじるものであり、認められません。

今回の国民投票法改定案も、安倍氏の改憲への執念から提出されたものにほかなりません。第二次安倍政権時代の二〇一七年五月三日、安倍首相は改憲派の集会に送ったビデオメッセージで、九条改憲を含む改憲項目を提示し、二〇二〇年を憲法改正の年にすると宣言しました。安倍氏の号令の下、自民党は、二〇一八年三月、改憲四項目をまとめます。この改憲四項目を憲法審査会で議論するための呼び水として提出されたのが、公選法横並びの国民投票法改定案でした。

一方で、自民党は、国民の改憲機運を盛り上げるとして、党を挙げて世論をあおりました。しかし、安倍政権が改憲を叫べば叫ぶほど、安倍改憲に反対する国民世論は拡大します。二〇一九年の参議院選挙では、安倍首相自ら改憲を正面に掲げた選挙戦にしたにもかかわらず、与党など改憲勢力の議席が参議院の三分の二を割る結果となり、安倍氏が掲げた二〇二〇年改憲は阻止されました。安倍氏自身が首相辞任表明の記者会見で、国

民的世論が盛り上がらなかったのは事実だと述べたように、安倍改憲が破綻したことは明らかであります。

にもかかわらず、菅首相は、五月三日、改憲派の集会に送ったメッセージで、自民党改憲四項目を示しながら、憲法改正に関する議論を進める最初の一步として、まずは国民投票法改正案の成立を目指すと言いました。安倍氏と全く同じやり方で、安倍改憲に固執しています。

同じ集会で自民党の下村博文政調会長は、コロナを、ピンチをチャンスにと発言し、コロナ危機に乗じて安倍改憲を推進する姿勢をあらわにしました。余りにも国民世論と懸け離れた態度であり、不謹慎な姿勢と言わざるを得ません。

今、国民は改憲議論など求めています。各地方紙の社説には、政治が最優先で取り組まなくてはならないのは国民投票法改正ではなく、感染防止対策ではないか、中国新聞、コロナ対応の失策を隠すために改憲議論を利用している、神奈川新聞、まず全力を挙げてコロナ対策に取り組むべき、憲法改正議論は、優先して取り組むべき課題ではない、沖縄タイムスなどの声が広がっています。

不要不急の改憲議論にかまけることなく、目の前の命を守り、暮らしを支えるために日々議論し、必要な対策を打つことこそ国権の最高機関たる国会の使命であることを強調し、意見表明とします。

○会長 林芳正君 渡辺喜美君。

○渡辺喜美君 みんなの党、渡辺喜美であります。

世の中には、建前のルールと本音のルールというのが存在するんですね。ノーマティブルルールとプラグマティックルールとも言います。

憲法四十三条には、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と書いてあります。伝統的な見解では、これは命令委任の禁止である。国会議員というのは誰の代理人でもない、選挙区の代理人でもない、業界団体の代

理人でもない、全国民を代表する国民代表制というのが伝統的見解であります。

一方、現実はどうなっているかというと、これは選挙も議会も政党が仕切っていると。議員というのは政党の党議拘束に従う存在になっているというわけであります。総理大臣も多数派が選びますし、選挙運動の実際は政党や政党支部が行っているわけですね。

こうした建前と本音のギャップというのが余りにも甚だしくなり過ぎると決断していいことはないと考えております。政党というのは、日本では憲法にも国会法にも出てこない、公職選挙法と政治資金規正法にのみ出てくる存在なのであります。

つまり、日本では、政党中心主義を導入するとき、全国民の代表である議員と政党の党議拘束に従う議員との矛盾相克、そういった議論を回避して、政党法を作らずに政党中心主義を導入をしてしまった、その政治のゆがみというものがこの三十数年間の日本の政治を象徴しているものであります。

今回、国民投票法制が整備されようとしているのは大変結構なことであります。日本の選挙制度はかなり統制型の制度なんですね。御案内のように、選挙が始まりますと、街宣車をまず警察に持つていつて測るんですね。これ、何センチオーバーしていますとか言われると、もうこれやり直しますよ。そういったことから始まって、非常に統制色の強い選挙法であります。憲法改正の国民投票においてはできるだけ必要最小限の規制にとどめるべきではないかと私は考えるのであります。

衆議院の審査会で、山尾志桜里委員が大変興味深い例を出しておられました。ケンブリッジ・アナリティカのケースなんですね。あれは、御案内のとおり、違法に入手した有権者の個人データを使って投票行動の判断に介入をしようとしたデータゲート事件とも言われるもので、ケンブリッジ・アナリティカ自身は一八年に消滅をしております。

しかし、こうしたものが合法的に行われ、かつアルゴリズムを駆使してマイクロマーケティングと言われる手法でもって働きかけることが一体どこまで規制できるのか、そういった議論はこの審査会において大いにやっていくべきことと考えます。

もう既にサブプリミナルについては禁止されておりますが、こうした大衆をセグメントしてそれぞれのグループに最適なサイコグラフィックスを行っていく手法がどこまで認められるのか、規制できるのか、そういう議論も是非やっていただきたいと思ひます。

以上です。

○会長 林芳正君 以上で各会派の意見表明は終了いたしました。

次に、委員間の意見交換を行います。

一回の発言時間は各三分以内でお述べいただきたいと存じます。

なお、発言が終わりましたら、氏名標を横にお戻しください。

藤末健三君。

○藤末健三君 自由民主党・国民の声の藤末健三です。

先ほど趣旨説明を聴取した国民投票法改正案につきましては、公職選挙法で既に施行されている投票環境の向上に関する措置であり、本院におきましても議論を速やかに深めて結論を出すべきだと考えます。

さて、本日は、私が副座長を務めますWithコロナ・Afterコロナ新たな国家ビジョンを考える議員連盟の憲法改正分科会で昨年八月に取りまとめた提言、コロナ禍を踏まえた国民目線の災害緊急事態条項について御説明申し上げたいと思ひます。

お手元に資料をお配りさせていただいています。この提言は、憲法に災害緊急事態の章を新設しようとするものです。

具体的には、災害緊急事態として、大地震など異常かつ大規模な災害だけではなく、感染症の大

規模な蔓延も明記した上で、国や自治体に国民の生命、身体、財産を守るための万全かつ迅速な措置を行う義務を課すとともに、国会機能維持のために議員任期延長や国会が機能しない場合に備える緊急政令及び緊急財政支出の規定を設けるものです。

なお、この災害緊急事態に外国からの武力攻撃などの有事は含まれないことを強調させていただきたいと思ひます。

大地震や大規模な感染症など、災害緊急事態に適正に対応するためには、スピーディーな法令の制定や財政支出が不可欠です。しかし、例えば、災害対策のための補正予算の国会での成立までの日数を見ると、新型コロナウイルスの令和二年度補正予算は約三十日、東日本大震災時の平成二十三年度補正予算は約百十日、阪神・淡路大震災時の平成六年及び平成七年度の補正予算は約四十日もの国会審議を要しました。

そこで、提言では、災害緊急事態において、地方自治体における首長の専決処分のように、国会審議を待たずに政府が行動規制や財政支出を行えるよう、緊急政令及び緊急財政支出の規定を設けました。これにより、対応の遅れが批判された給付金の支給なども迅速に行えるようになります。もちろん、これらが濫用されないよう、法律制定や予算議決を待ついとまがない場合だけに限定し、事後速やかに国会承認を求めなければならぬとしております。

世界を見ますと、一九九〇年以降約三十年間に制定された百四か国の憲法全てに緊急事態条項が明記されています。我が国においても、新型コロナウイルスの今こそ災害緊急事態条項について議論すべきです。

本審査会での活発な議論を期待しつつ、私の発言を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○会長(林芳正君) 杉尾秀哉君。

○杉尾秀哉君 立憲民主・社民の杉尾秀哉です。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

ます。

まず冒頭に、国民投票法の改正案について、私どもの修正案を自民党が全面的に受け入れ、衆院段階で合意が成立したことは一定の評価ができます。しかし、その一方で、国民投票法成立時から指摘されている問題点が積み残されたままで、依然、欠陥法案であることに変わりありません。

修正案の附則第四条には、公平公正を確保するために必要な事項が書かれており、これは、テレビCM規制などの必要な法改正が行われなければ国民投票の公平公正が確保されないことを自民党も認めた証左だと、このように理解できます。

そもそも、テレビCMをめぐるっては、国民投票法制定時に民放連が自主規制を表明し、それを前提に法規制が見送られた経緯があります。ところが、その後、民放連が量的規制は困難と手のひら返しをしたことから、立法当時の前提が崩れましました。この間、大阪都構想の住民投票で、資金力のある団体がCMを大量に流す問題が提起されたのは皆さん御承知のとおりです。さらに、テレビとネットの広告費の逆転に見られるネット媒体の影響力の増大、また、イギリスのEU離脱国民投票や、昨年のアメリカ大統領選挙などで提起されたネットによるフェイクニュースや流言飛語とターゲットイング広告など、法制定時には考えられなかった問題が山積しております。

外国資本を含めて、投票を金で買うと言われるような運動の資金量に国民投票の動向が左右されるようなことがあつてはならず、七項目の改正案の不備や、憲法が保障する言論、表現の自由との兼ね合いも含めて、これらの諸課題を慎重かつ十分に時間を掛けて検討しなければならないことは言うまでもありません。

与党の中からは、このコロナ禍に乗じて、ピンチをチャンスにと、コロナは憲法改正の実験台などという発言が相次いでおりまして、こうした火事場泥棒的で不謹慎極まりない発言に対しては、満腔の怒りを込めて抗議いたします。

また、それと同時に、今回の法改正で憲法論議

を加速させる条件が整ったかのごとき議論は、余りに早計かつ筋違いで、憲法軽視も甚だしいことを付言させていただきます。

こうした論点をクリアすることなく改憲論議を前に進めることは不可能で、何より国民投票の公平公正さが疑われれば、投票結果そのものの正当性が疑われます。静ひつな環境でまずは立憲修正案の附則等を徹底的に審議し、公平公正な投票、国民投票の土台づくりに専念するように訴えて、私の意見といたします。

ありがとうございます。

○会長(林芳正君) 平木大作君。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

まずは第一に、憲法に関して我々がまず問うべきは、憲法尊重義務を課された国会議員として、我々は基本的な人権を守るための立法に誠実に取り組むことができていくのかどうかという点であります。

例えば、日本が児童の権利条約を批准したのは二十七年前の一九九四年であります。子供の権利を保障する総合的な法律としての子供基本法ともいべき法律は、いまだ立法されておりません。

また、情報技術の進歩が私たちの暮らしを一変させてしまう第四次産業革命のただ中であつて、法規制が時代から取り残されていないか、新たな人権侵害を引き起こしていないかも重要な論点であります。プライバシーや個人情報保護の適切な保護の在り方について議論を加速させる必要があります。

家族の在り方をめぐって近年相次いで提起される違憲訴訟は、人々の価値観が多様化し、社会が大きく変化する中、国会が時代の価値観に合った立法に取り組んでいるのかを問う国民の声であります。とりわけ、本年三月、同性婚を認めていない民法などの規定は違憲で差別に当たるとした札幌地裁の判決を我々は重く受け止める必要があります。

第二に、日本国憲法の内包する安全保障と恒久平和主義を考える上で、人間の安全保障という観点からの検討は一考に値します。

この考え方は、端的に言えば、紛争を始めとする国際社会の諸課題を、従来の国家を守るという視点ではなく、一人一人の人間を守るという視点から捉え直すものであります。一九九四年に登場した比較的新しい概念であります。四半世紀を超える中で学問領域として成熟しつつあるのと同じに、国連を中心とした国際社会の中でも規範的な概念として定着しつつあります。近年では、日本国憲法前文との共通点が指摘されるようになってまいりました。言わば、国際社会が日本の平和主義に追い付いてきたとも言えると思います。

第三に、当憲法審査会の開催を定例化し、議論を活性化させるべきと申し上げたいと思います。

その趣旨は、国民の憲法に対する理解を深めることのみならず、国政に参画する各政党、政治家の考えをよりよく知り、政治に対する理解を促進する上でも極めて有意義だからであります。

憲法についての意見表明からは、日常的な政策の議論や法案に対する賛否からは見えづらい各政党、政治家の価値観が前面に出てきます。政策をパッチワークで並べたマニフェストに辟易としている国民にとつて、各政党が根っこに持つ価値観が幹となる将来ビジョンへ連なり、枝となる個々の法案の判断へとつながる様子を見せることは、国民にとつて政治を身近なものとし、信頼を醸成するものと考えます。

最後に、改正国民投票法案は、憲法制定権者である国民の権利行使の観点からも速やかに成立させるべきであると申し上げて、私の意見表明を終わります。

○会長(林芳正君) 浅田均君。

○浅田均君 日本維新の会 浅田均です。

憲法改正は国民投票によつて決められますので、国民レベルでの議論が必要です。しかしながら、国民及びその代表者である政治家が、憲法の

内容について基礎的な知識もなく議論するのであれば、意味あるものとは言えません。

そこで、今回は、現行憲法の成立の過程と内容との関連について、何点か確認していきたいと思っております。

まず、憲法九条一項は、一九二八年のバリ不戦条約と文言、内容共にほぼ同じであり、一九四五年に調印、発効した国連憲章とも平仄が合っています。同様の文言は、世界各国の憲法にも記述されています。

マッカーサー・ノートには、自衛戦争を否定することが案としてありました。しかし、自衛戦争の否定が非現実的であると考えたGHQ民政局次長チャールズ・ケーディス大佐がこれを削除し、新たに「武力による威嚇又は武力の行使を加えませんでした。ケーディス大佐は、いわゆる芦田修正も、自衛権を認めるものであり、当然であるとして、第二項への追加を了解いたしました。この芦田修正の登場で日本に自衛の軍備を整える可能性が出てきたので、第六十六条第二項「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない」という文言が追加されました。

当時の占領軍側にとつて、この第一項は自衛権行使を否定するものではありませんでした。南原繁貴族院議員、日本社会党の鈴木義男衆議院議員、日本共産党の野坂参三衆議院議員などが、自衛権は認め、侵略戦争の放棄とすべきではないかといった意見に対し、正当防衛、国家の防衛権による戦争を認めることは戦争を誘発する有害な考えだとして自衛権の放棄を当然としたのは、当時の吉田茂首相でした。

また、第九十八条、憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守の第二項、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」という文言が、芦田小委員長と鈴木義男委員などの努力により成文化されたということも明らかになってきました。

彼らが国際法、国連憲章をどれだけ理解していたのか、知りたいものだと思っております。

本日の発言は以上でございます。 ○会長(林芳正君) 吉良よし子君。 ○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。今回の国民投票法改正案は、安倍、菅改憲とセットになっています。 実際、菅首相は、五月三日の憲法記念日に、国民投票法改正案の成立は憲法改正への議論を進める最初の一步と位置付けました。さらには、衆議院での憲法審査会においても自民党議員から、国民投票法案の採決は一つの通過点、憲法議論を更に粛々と活発に進めていくなどの発言が相次いでいるのを見て、国民投票法改正案の成立と改憲議論を進めることがセットになっていることは明らかです。改憲と地続きの国民投票法改正案を参議院で審議、採決することは許されません。 また、菅首相は、五月三日のビデオメッセージで、新型コロナウイルスの対応を受け、緊急事態への備えに対する関心が高まっているとし、憲法に緊急事態条項を盛り込む必要性についても言及しています。	休業要請については、十分な補償がない上、休業を要請する業種と休業を要請しない業種の違いについて、政府による科学的な根拠、説明は一切ありません。説明責任すら果たせずに右往左往し迷走する政府の失政を棚に上げ、コロナ感染拡大を国民そして憲法のせいにするなんて言語道断です。 新型コロナウイルスの対応というのなら、ワクチンを安定供給し、自治体の接種体制整備を国が全面的に支援すること、そして、大規模検査の実施と医療拡充、国民への生活保障が必要であり、今こそ憲法を生かした政治へと転換すべきであると申し上げ、発言いたします。 ○会長(林芳正君) 矢田わか子君。 ○矢田わか子君 国民民主党・新緑風会、矢田わか子です。 まずは、衆議院から法案が送られてきた以上、参議院としても良識の府として真摯に審議に臨むべきと考えます。特に、CM規制や外国人寄附規制に関する三年後の見直し規定を含む修正が行われていますが、このテーマについては衆議院で十分に議論が行われていないことを鑑みれば、参議院としては委員会でも活発な議論をしていくことが重要であると考えます。 また、CM規制に関しては、憲法の改正項目が国論を二分するようになると、賛否それぞれの側が新聞、テレビ、インターネット、ポスターや看板など、あらゆる伝達手段を使って大々的なキャンペーン競争を展開することになると思われれます。 そこで、CMや運動に投じられる資金の大小が投票結果に影響するという見方は納得性がある主張であり、CM規制やネット規制の在り方について、あらかじめ参議院としても議論を深めておく必要があると思います。 また、以前から検討課題として挙げられてきた最低投票率の問題も、国の基本法の改正という国家的な選択に関わることから、真剣に議論すべき	と思います。賛否は別にしても、有権者の相当の割合が投票することが大切であります。 しかし、憲法議論は、テーマによっては高度な専門的知識を要するために、改正内容に関する国民の理解が進まないとい、よく分からないから投票に行かへんという棄権者が続出する可能性もあります。 例えば、投票率が最近の国政投票の投票率よりも若干下がって五〇％と仮定した場合、賛否が伯仲して賛成が過半数ぎりぎりの五一％を得たとし計算すれば、賛成者は全有権者の二五％強にしかすぎません。これでは国民の総意とはなりません。 最低投票率をあらかじめ決めることは、投票そのものが無効になる可能性もありますので、そのことも踏まえながら、この最低投票率の課題も積極的に議論していきたいと思っています。 いずれにしても、平成二十六年、憲法改正手続法改正案の提出に当たり、当時の八党間で行われた合意に基づき、この審査会の場でしっかりと審議を行っていくことが肝要だと思います。そして、国民の皆さんの憲法に対する理解促進が図られるよう努めるべきであることを主張し、意見とさせていただきます。 ○会長(林芳正君) 岡田広君。 ○岡田広君 自由民主党の岡田広です。 憲法は施行から七十四年を迎えましたが、これまで一度も改正されていません。七十四年前の憲法は今の時代に合っているのでしょうか。社会も経済も国際情勢も大きく変わっています。今の憲法が制定された時代には、個人情報やプライバシーといった概念はありませんでした。諸外国でも時代の変化に対応した改正が行われており、我が国でも、今の時代に鑑み、憲法のどこをどう改正するのかしないのか、削除する項目、付け加える項目など、いろいろな考えがあるはずです。それぞれの方々が考えや案を示し、憲法審査会において議論し、最終的に憲法改正の判断をする国民	の皆様が多角的な情報を提供することが重要です。 衆議院において憲法改正手続法改正案が可決され、参議院に送付されました。CMやインターネット規制、資金規制について検討を加え、必要な措置を講ずるものと附則に明記されました。今般の憲法改正手続法改正案は、参議院でも十分な審議をし、成立させた上で、一刻も早く憲法改正手続法に関する議論と並行して憲法本体の議論についても憲法審査会で進めるべきです。直近の世論調査においても、過半数の人が憲法改正に向けた議論を進めるべきだと答えています。 自由民主党は、平成三十年に、自衛隊の明記、緊急事態対応、合区解消、教育充実の四項目について、憲法改正のたたき台案を公表しました。私は地方議員と地方公共団体の長を経験していますが、地方の現状に鑑みれば、地方創生の取組を加速させることによって日本全体の活力を上げていく必要性は更に高まっていると考えます。人口減少が急速に進む地方の声をより反映させるためにも、合区解消は喫緊の課題です。 緊急事態対応については、コロナ禍を踏まえた政府の権限の在り方、私権の制限の在り方、国会議員の任期延長、国会審議の在り方など、更なる議論が必要です。与野党の枠を超えて、できることから活発な議論をしていき、国民のための憲法に対する議論を深めていくことが我々国会議員に課せられた重要な責務と考えています。 以上です。 ○会長(林芳正君) 打越さく良君。 ○打越さく良君 立憲民主・市民の打越さく良です。 国民投票法百二十六条一項は、国民投票で憲法改正案に対する賛成票が有効投票総数の二分の一を超える場合に、憲法九十六条の承認が得られたとします。この点、本院調査特別委員会で、二〇〇七年採決の際、低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないよう、憲法審査会において本
---	--	---	--

法施行までに最低投票率の意義、是非について検討を加えることと付されました。

最低投票率の導入については、衆議院の立法過程において違憲論まで唱えられました。しかし、日本弁護士連合会ほかは、最低投票率の設定が不可欠で、全国民の意思が十分に反映されたと評価できるものとすべきであるとの見解を繰り返し表明しています。当院憲法審査会として、最低投票率につき検討を加えないことには、国民の意思を十分反映する姿勢に欠けると言わざるを得ません。

国民は、感染症対応が必要な今、改憲議論を急ぐことを望んでいません。

なお、菅総理は、五月三日の集会メッセージで、緊急事態条項について極めて重要な課題とおっしゃいましたが、七日の記者会見で、緊急事態条項がなければ取れない対策を問われて、これは憲法改正につながるわけですけれどもと前置きした上、ワクチンの国内治験が三、四か月くらいは掛かってしまいますので、接種も遅れてしまうとおっしゃいました。

ワクチンの治験は、憲法ではなく医薬品医療機器等法の問題であり、それも既に同法十四条の特例で承認審査が大幅に短縮されております。

改憲が必要ではないどころか、法的手段でもされています。ワクチンの確保やロジの問題で接種が遅れているのに、行政のトップでかつ国会議員でもある菅総理までこのような誤解をしているということは、改憲について議論を急ぐ状況にはありません。

最低投票率導入に反対する見解の根拠は、違憲である、ボイコットを誘発する、専門的、技術的な規定の改正を難しくする、民意のパラドックスが生じる、最低投票率を設けている国は憲法に根拠規定があることを挙げてきました。これに対し、日本弁護士連合会などは一つ一つ反論し、最低投票率を設けない根拠となり得ないと指摘しています。本院憲法審査会として、この点、十分審

議をする必要があります。

最低投票率の設定及びその内容について、幹事会協議事項にさせていただきたく、要望します。

○会長(林芳正君) ただいまの件につきまして、後刻幹事会において協議いたします。

東徹君。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。

この度、提案されました国民投票法改正案につきまして、投票環境向上、つまり多くの人が投票できるようにするためのものということで、平成二十八年に改正された公職選挙法七項目と合わせるためということであり、早急に改正すべきであります。この間、大変遅れたことは国会の怠慢と言わざるを得ません。

そしてまた、衆議院で修正部分についてであります。附則四条の検討条項につきましてはそれぞれ重要な内容であるとは思いますが、この条項があることによつて、施行後三年という検討期限まで憲法改正自体の議論を止めることがあつてはならないと考えております。

我が会派は、統治機構改革、教育無償化、憲法裁判所の設置といった三項目を憲法改正の具体的な案として既に発表いたしました。自民党からは合区解消ありますが、全く合区解消の必要性は感じません。

しかし、緊急事態条項につきましては、これは新型コロナウイルスの感染拡大で明らかにになりましたように、有事に十分に対応できない我が国の体制の弱さを改めなければならないと考えております。有事における一時的な国民の私権制限、これは日本国憲法第十三条、個人の尊重、幸福追求権及び公共の福祉について規定し、第十一条、第十二条とともに人権保障の基本的原則を定めております。憲法上の課題を今から議論していく必要があります。

憲法改正の議論を三年間先送りすることは許されず、改正が必要な項目は国会で発議し、国民投票で我が国の主権者たる国民に問いかけるべきで

あります。

参議院でも憲法審査会を毎週開催し、法案成立の後は憲法上の課題について議論を進め、必要であれば憲法改正の発議を行っていくべきと申し上げ、私の意見とさせていただきます。

ありがとうございます。

○会長(林芳正君) 磯崎仁彦君。

○磯崎仁彦君 自由民主党の磯崎仁彦でございます。この憲法審査会におきまして意見発表の機会をいただき、ありがとうございます。

まず、衆議院から送付されました国民投票法改正につきましては、既に改正され施行されている公職選挙法の投票環境向上のための改正内容を踏まえたものであり、早期に成立させるものであることを申し述べさせていただきます。

続きまして、本憲法審査会における調査を活性化すべきとの観点で考えを述べさせていただきます。

まず、日本国憲法の特徴の一つは、規律密度が低いということです。規律密度が低いために、運用、解釈に多くが委ねられております。

これには二つの側面がございます。一つは、社会の変化に伴い柔軟な対応が可能ということです。憲法制定から七十年余りが経過し、我が国を取り巻く環境は大きく変わつていきます。また、国民の皆様の意識にも大きな変化があります。この変化に憲法の解釈、運用により対応できるということです。

他方で、どこまで解釈、運用が可能なのかという問題が課題となります。つまり、権力抑止の問題です。

平和安全法制の議論においては、私は全くそうは思いませんが、違憲の解釈変更との批判がありました。解釈、運用の限界、範囲といった点についても議論を深めるべきであります。

また、七十年余り前の憲法制定当時、デジタル社会、あるいは地球温暖化、そもそも想定しなかった状況が現実のものとなっております。現行

憲法の解釈、運用で解決できるのか、議論が必要かと思ひます。

二点目は、実質的意義の憲法と形式的意義の憲法、つまり日本国憲法という憲法典の問題です。

憲法改正を論ずる際には、憲法改正をしなればならない問題なのか、法改正で対応できる問題なのか、解釈、運用で対応できるのかをしっかりと議論する必要があると思ひます。先ほど述べたとおり、日本国憲法は規律密度が低いことから、特にその必要があると考えます。

憲法の体系は、日本国憲法という憲法典を中心に、憲法附属法たる国会法、公職選挙法、内閣法、裁判所法、地方自治法などで構成されていくとされます。憲法の判例もあります。例えば、私たち自民党は、参議院議員選挙制度に関して、憲法第四十七条を改正することにより合区を解消すべきと主張しています。他方、憲法改正によらず合区解消は可能と主張する方もいます。合区一つ取っても様々な考え方をこの憲法審査会で闘わすべきではないでしょうか。

コロナ禍により、国民の皆様がどこまで制約できるのか、事業者の営業行為がどこまで制限できるのか等が問題になりました。憲法はまさに我が国の在り方、我が国の形を示すものであり、このようなときだからこそ国の在り方、国の形を憲法として国民の皆様にしつかりと提示する、この国会の責任をしつかりと自覚し、憲法の議論を行うべきであることを申し上げ、意見発表とさせていただきます。

ありがとうございます。

○会長(林芳正君) 小西洋之君。

○小西洋之君 立憲民主・社民の小西でございます。発言の機会をありがとうございます。

私は、先ほど趣旨説明のありました国民投票法改正案について意見を申し上げます。

まず、立憲の修正案についてでございます。先ほど、那谷屋筆頭幹事から、各党で見解の大きな隔たりがある、また、維新の松沢幹事より、

与党、各党全く異なる見解、そして荷崩れ法案という御指摘がありました。二会派がこの法案について、その解釈について大きな疑義を示したということは非常に大きな問題だというふうに考えております。ただ、その上で、松沢幹事の御指摘の身勝手な解釈、立憲の主張でございますが、これは全く当たらないというふうに思います。

法令の解釈は、平成二十六年の当委員会の附帯決議にも記されているとおり、法令の文言、そして立法者の意思、そしてその立案の背景、経緯、そして議論の積み重ねがあるものは、全体の整合性、そうしたもののから論理的に確定されることとなっております。修正案についての立法者の意思は明確でございます。

奥野発議者、衆議院の会議録でございますが、資金の見える化とかCMの総量規制とか、こうしたものなしに国民投票法は実施できませんよ、まずこれを改正する、必要なところを改正するということであります。つまり、法改正なくしては発議はできないということを明確に言っております。そして、三年目途も、三年以内に法改正すべきものはしなければならぬ、そのように言っているわけでございます。

そして、この修正案が作られた経緯、背景でございますが、先生方も御承知のとおり、平成十九年、国民投票法は、民放連がCM規制を自主規制で行うという国会での約束を基に作られました。五月二十二日、衆議院では船田発議者が、そうした自主規制を条件として立案をしたということまで述べているところでございます。であるがゆえに、国民投票法は欠陥法であり、CM規制等を行わなければ議論や発議の、改正議論や発議の前提を欠いているというのが我が党の一貫した主張であり、修正案はそうした立法の経緯を基に提出をされたものでございます。

そして、これに対して自民党は、また、ある党などは、衆議院においては、この立憲の修正案はこれまでの自民党の主張と軌を一にする、すなわ

ち七項目は成立させましよう、ただ、その後にCM規制の議論、そして、それと同時並行で改憲の議論をしましようということを我々は言っていたと、だから自民党の主張とこの修正案は軌を一にするんだということを言っているわけでございますけれども、今申し上げた規定の立法意思、あるいは規定のその経緯に照らして、そうした主張が間違っていることは当然のことでございます。

なお、その条文、「国民投票の公平及び公正を確保するため」というふうに書いてありますので、CM規制は欠陥法という理解でございしますので、公平公正を害するという理解でございしますので、それが直されない限りは、改正の発議は当然法的にできないこととなるわけでございます。

最後、ちよつと時間になつてしまいましたけれども、改正七項目のうちの二項目は、先般私の代表意見で申し上げさせていただきましたように、期日前投票制度、そして繰延べ投票の告知期限の短縮は、これも完全な改悪でございます。普通の選挙と最高法規を定める国民投票が同じ目的であるわけがございませんので、平行移動はおかしいわけでございます。

以上、申し上げて、意見とさせていただきます。

ありがとうございます。

○会長(林芳正君) 赤池誠章君。

○赤池誠章君 自由民主党の赤池誠章です。

この度、公職選挙法改正に準じた国民投票法改正案について、ようやく議論が始まりました。多くの議員各位の御理解、御参画をいただき、速やかな法改正を今国会で実現することを念願し、期していきたいと思います。

本来、憲法とは、国家の基本的な体制を決め、国民を守るためにあると思います。しかしながら、戦後、現行憲法を現行のままに維持すべく国民が憲法を守るようになり、そもそも国民を守るために現行憲法のままでよいのかという視点での

議論が残念ながら十分進んでこなかったのがこれまでの国会の状況ではないかと思っております。

我が国は、基本的な価値観を異にする、軍拡や有害な工作活動を行うなどして我が国に脅威を与える諸国に取り囲まれております。その厳しさが年々増してきている安全保障環境において、現行憲法のままで国民を守り通すことができるのか。

戦争放棄を定めた現行憲法九条は、元々、敗戦後の占領政策の一環として、外国人である占領軍の司令官のマッカーサーの指示により、我が国を弱体化させる目的のために制定されたわけで、そのような条項のままで今後もこの大変厳しい安全保障環境の中で国民を守ることができるのかというこの議論を本審査会で言うべきだと思っております。

憲法九条に自衛隊を明記するという我が党の提案は、自衛隊違憲論に終止符を打つとともに、国民を守るという憲法本来の目的に沿ったものであります。

また、気候変動によって自然災害が頻発化しています。地球温暖化は気候変動、異常気象の原因となり、今般のコロナ禍に見られるように、感染症の大流行を引き起こす遠因であると指摘されております。脱炭素化の対策を進めているとはいえ、残念ながら温暖化が進み続け、未知の感染症流行の危険性も指摘されております。巨大台風や線状降水帯等による風水害が毎年のように発生し、南海トラフや首都圏直下の大地震も近々発生する可能性が高く、富士山を始めとした火山噴火も連動して発生するとも言われ、複合災害の危険性が高まっています。

そのような中でどう国民を守るのか。緊急事態において国民を守るために国家体制を機能し続けることができるのか。国会では、国権の最高機関である国会は、議員の任期、定足数、公開という現行の規定のままで緊急事態下でも国会を開会し続けることができるのでしょうか。国会が開会できない場合はどうするのか、こういった根本的な問題を議論してきたのでしょうか。

我が党は、緊急事態における国会と内閣の在り方も提案をしております。もちろん、教育の充実、二院制における国会議員の選出方法、地方自治の在り方等を議論することも忘れてはならないと思います。

以上、安全保障や内政における様々な課題に対し、現行憲法で国民を守ることができているのか、そのことをこの憲法審査会に不断に議論することは私たち国民代表の責務であることを強く訴え、私の意見表明といたします。

○会長(林芳正君) 福島みずほ君。

○福島みずほ君 立憲・社民の福島みずほです。今、まさに憲法改正の議論を、憲法改正の手続法の議論をするときでしょうか。今、国民は、命と暮らしを守れないと必死の思いで生きています。政治の出番です。しかし、政府・与党は国民の命や暮らしに全く関心を持たず、自分たちの関心事である憲法改正とその手続法の成立に精力を注いでいます。国民に背を向ける政治には退陣してもらわなければならない。

自民党の下村博文政調会長は、緊急事態条項創設の実現を訴え、今回のコロナのピンチをチャンスとして捉えるべきだと言いました。コロナのピンチを憲法改正のために利用するなどあつてはならないことです。

菅総理は、五月三日に、今国会で審議中の国民投票法改正法案について、憲法改正議論の最初の一歩として成立を目指す必要があると言いました。自民党日本国憲法改正草案では、基本的人権は公益及び公の秩序によって制限を受けません。基本的人権の保障等を認めない自民党日本国憲法改正草案を認めるわけにはいきません。

自民党が現在挙げている四項目のうち、緊急事態条項について述べます。

緊急事態条項は、内閣限りで法律と同じ効力を持つ政令を作ることができるというものです。国会無用論で、国会における法律の成立なくして基本的人権を制限できるものを内閣で作るのです。

これはナチス・ドイツの国家授権法と同じです。次に、国民投票法改正法案は欠陥法案です。そもそも、公職選挙法改正法の七項目をそのまま国民投票法に盛り込むこと自体が間違っています。七項目改正案により投票環境は悪化します。

まず第一に、期日前投票所の開閉時間の弾力的設定です。一つの投票所は午前八時三十分から午後八時まで開いていなければならないとの要請がなくなりました。

第二に、繰延べ投票の期日の告示の期限の問題です。五日前の告示を二日前の告示に短縮しました。日曜日の投票日に台風が直撃するとき、土曜日に告示をして、二日後の月曜日に投票日を移動させることができます。

第三に、洋上投票です。発議があつて国民投票名簿を作成するのですから、洋上に出ている人たちは投票ができます。これは、あらかじめ選挙人名簿が作られている選挙の場合とは異なります。

また、CM規制、インターネット広告規制などがあります。これでは、資金力のある者がCMやインターネット広告などを行い、極めて不公平な国民投票になります。

さらに、最低得票数の規定もありません。極めて少ない人数で憲法改正ができるようになり、これでは民意と言えません。

憲法改正にも、自民党日本国憲法改正草案にも、自民党の四項目改悪案にも反対であり、投票環境を悪化させ、民意を反映できない国民投票法案には重大な欠陥があります。

憲法を生かす政治を行うべきであります。憲法を変えないからコロナに対応できないのではなく、命と暮らしを守る考えがないためにコロナに対応できないという政治の無策を憲法に押し付けたいではないと思います。

今こそ憲法を生かしていきましょう。法の下の平等、幸福追求権、個人の尊重、二十五条の健康で文化的な最低限度の生活、労働基本権、憲法二

十一條の表現の自由、二十四條の家族の中の個人の尊厳と両性の本質的平等、これから作るべき法律はたくさんあります。これらを守るべき今ときです。そのことに背を向ける政治は退場してもらわなければなりません。

以上です。

○会長(林芳正君) 古賀友一郎君。

○古賀友一郎君 自由民主党の古賀友一郎でございます。

まず、今回の国民投票法改正案につきまして、その内容から考えましても、法案提出から三年も審議されなかったことは誠に遺憾であります。今後は、投票環境を向上させる公職選挙法の改正がなされるたびにこのようなことが繰り返されることのないよう、迅速な審議をお願いしたいと思えます。

その上で、私は、今回のコロナ禍での教訓も踏まえ、感染症対策を念頭に置いた私権の制限について、その際の補償の問題も含めて、憲法上の議論を深めるべきと考えます。

感染症対策の基本原則は、人と人との接触を断つこと、そして感染拡大が始まる初期の頃に強めの対策を講じることです。感染拡大の兆候を早くつかみ、人と人との接触を断つ強めの対策を講じることによって、できるだけ狭い範囲で、かつ短期間に収束させることが、国民の命と健康、生活、経済、その他医療崩壊を防ぐことを含め、国家的損失を最小化するための最良の方策であります。

しかしながら、我が国においては、そうした早く、強く、短くという対策が取りにくいのが現状です。その制度的な要因は私権の制限と補償の問題であると私は考えます。そのため、外出の制限、営業の休止、地域を越えた移動制限といった私権を制限するそれぞれの具体的な規制が、現行憲法上、公共の福祉という概念によってどこまで許容されるのかについて明らかにしていくことが必要であり、仮に現行憲法で難しいものや疑義を

解消しておくべきものがあれば、それがまさに憲法を改正しなければならない立法事実になります。

そして、それと併せて、私権の制限によって生じる損失は補償されるべきかどうか、補償を要する場合にどの程度補償しなければならないかなどについて、その課題を含め法的に検討する必要があります。

この問題は今回のコロナ禍で国民の関心も大変高いテーマでありますし、感染症との闘いは今後も永遠に続くわけであります。

また、新型コロナウイルスの収束後には改めて新型コロナウイルス感染症の見直しも必要になるであろうことを想定いたしますと、当審査会でも是非議論を深めていくべきと考えます。

以上です。

○会長(林芳正君) 石川大我君。

○石川大我君 立憲民主・社民の石川大我です。

憲法改正は、憲法制定権者である国民が広く参加する権利、つまり投票する権利が保障されなければなりません。改正憲法が将来の国民に対して、また投票者の死後も未来の人々に影響を与えられることを考えると、より広範な国民が参加できる環境を整える必要があると考えます。

法案提案者である細田博之議員は、二〇一八年七月五日の憲法審査会で、改正案の目的を投票環境の向上としています。しかし、改正案では、投票できない人、投票しづらい人が放置されたままの状態であることが大きな問題です。

憲法は、基本的人権を定め、弱い立場の人、少数派に寄り添っていると言えると思います。例えば、十三条は、全て国民は個人として尊重されるとして幸福追求の権利を定めます。十四条の法の下での平等では、全て国民は法の下での平等を定め、二十五条は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があることを保障します。

こうした憲法に守られるべき弱い立場にある人たち、少数派が、憲法改正の国民投票から排除さ

れる危険性があります。弱い立場の人が排除されれば、偏った憲法改正になりかねません。

例えば、二〇一六年十一月二十五日の参議院倫選特では、要介護五に限定している郵便等による不在者投票に關して、当時の高市早苗総務大臣は、私はこれでは不十分だと考えていますと答弁しています。高市大臣も、御自分のお母様の状況を目の当たりにして、要介護三の人でも一人では投票が困難なことを認めています。

ほかに、コロナ禍のような感染症が流行している場合、入院や隔離生活を送っている場合、極めて投票への参加が困難になります。指定病院等に入院中の人たちの不在者投票についても、高市早苗大臣は、全ての病院、福祉施設を力バーしているわけではないと認めています。投票環境の向上を言うのであれば、公選法並び七項目の改正だけでは不十分です。

投票法の改正は公選法を参考にしていますが、二〇〇五年九月、最高裁判所は外国にいる日本人が投票できない状況の公職選挙法を憲法違反とし、当時の小泉首相も法改正に着手した経緯があります。違憲状態が放置されたまま、公選法並び七項目の改正のみにとどまるのではなく、十分な議論を尽くすことが求められます。弱い立場の人たち、少数派が排除された形で憲法改正が成立してしまうと、将来にわたりその正当性が疑われる事態になります。

主権者たる国民が隅々の人まで投票に参加できない憲法改正、国民投票は、憲法違反である可能性が高いことを指摘し、発言を終わります。

○会長(林芳正君) 和田政宗君。

○和田政宗君 自由民主党・国民の声の和田政宗です。

自民党は、憲法九条への自衛隊明記、緊急事態条項の創設など、四項目の改憲たき台案を発表しています。

特に、緊急事態条項創設については、新型コロナ

ナウイルス感染症や災害対応において極めて重要であると考えます。現行憲法は私権が幅広く認められていますが、緊急時には国民の命を守るために私権制限が必要な場合があると考えます。もちろん、その運用については慎重に行われるべきです。

例えば、新型コロナウイルス対応においては、都市封鎖ができず、休業要請や時短営業はお願いベースで、強制力を持たせることができませんでした。もちろん、その際には補償などをしっかりと行わなくてはなりません。憲法に緊急事態条項があれば、こうした対応が可能であつたと考えます。

また、例えば、災害時に多くの避難者が出た場合の避難施設の確保においても、政府が民間施設の所有者に避難所として貸してくれるようお願いをしても、施設の所有者が拒否をすれば借り受けることは現行憲法ではできません。世界のほとんどの国が憲法に緊急事態条項があり、我が国においても、過去、大日本帝国憲法においても緊急事態に対応する条項があつたことを考えれば、憲法の構成上、本来必要なものが抜け落ちていると言つてよく、我が国憲法においても緊急事態条項の創設が必須であると言えます。

さらに、自衛隊の憲法九条への明記については、我が国の平和を守るために重要であると考えます。

私の政治の師である台湾の李登輝元総統は、平和は何よりも社会の出発点であると繰り返し述べました。そして、台湾は、中国から海峡にミサイルを撃ち込まれても、自らを自らの手で守る強い意思で平和を守ってきました。

我が国の平和を守るためには、我が国は我が国民の手でしっかりと守るということを憲法に明記することが重要です。すなわち、国民から成る自衛隊を憲法に明記することが、他国による日本への侵略を防ぎ、平和を守ることにつながります。こうした理由から、憲法改正の議論に速やかに

入り、早急な憲法改正が必要であると考えます。以上です。

○会長(林芳正君) 小西洋之君。

○小西洋之君 二度目の発言を恐れ入ります。三年前まではこうしたのも許していただいたんですが、会長を始め幹事に深く感謝申し上げます。

私、是非、全体に役立つことを申し上げさせていたいただきたいんですけれども、自民党の皆様、合区の廃止をしたいということで改憲をおっしゃっております。私も徳島出身でございます。しかし、合区は憲法改正をしなくても廃止できます。歴代の最高裁判決を貫く基本論理があるんですが、参議院が衆議院とは違う独自の役割というものをしっかりと参議院で考えて決めて、それを実現するためにこういう選挙制度が必要であるという理屈が立てば、最高裁は認めると言っております。

つまり、一言で言えば、参議院に地方問題を審議する、人口減、格差など大問題でございます、国難でございます、地方問題を審議する地方創生基本委員会などを設けて、そのためには都道府県選出議員が一人は必要であると、必要な立法や行政監視などを行っていくのであれば、憲法改正は不要である。

また、緊急事態との関係で、コロナで、衆議院の任期満了の後に大災害あるいは感染症が広がったらどうするんだという議論がありますけれども、これも憲法改正は不要でございますが、その場合に、五十四条二項の参議院の緊急集会が使えないのではないかと御指摘があるところであるんですが、我々参議院議員も七月十日頃が選挙なんです、その当落にかかわらず七月末頃まで議員の任期は持つております。それと同じ仕組みを衆議院につくればいいんです。衆議院の任期は十月の二十一日ですが、十月二十一日までに国会法と公選法を変えて必ず衆議院選挙をするようにしてしまえば、我々現にそうしているわけです、運用で。それを法改正をすれば、実はこうした問

題は憲法改正をしなくても不要でございます。しかも実は改憲不要なことばかりだと思んですが、是非こうした問題、西田先生、倫選特筆頭で、私も筆頭ですので、是非一緒に御議論をさせていただきたい。

また、コロナの自宅療養あるいはホテル療養を余儀なくされている方が投票権、機会がないという問題についても、我が党、もうあしたには法案を機関決定しますので、これも是非議論させていただいて、私は国民投票法にこの仕組みがないのは欠陥だと思しますので、そのような議論も必要ではないかと思います。

最後、磯崎先生がおっしゃられた集团的自衛権の解釈変更が違憲ではないのかどうかという問題なんです、まさに幹事会協議事項で、我々は根拠を持って違憲であるということを協議お願いしていますので、そうした問題、憲法違反を調査するものも委員会の役割でございます。

最後に、先ほど申し上げさせていただきました立憲修正案の、与野党の決定的なそこでございしますが、こうした国民投票法のそちら解決できない憲法審査会が改憲の議論なんかできるわけがないというふうに国民から見たら思うと思いますので、このそこを決着を付ける、我々の責任を持つて決着を付ける。解釈によって決着が付かないのであれば、もう修文して衆議院に送り返す、それぐらいの決意を良識の府の所属する議員として、そういう矜持を是非皆様に共有を申し上げます、私の意見とさせていただきます。

機会をいただきました、本当にありがとうございます。御礼申し上げます。

○会長(林芳正君) 白眞勲君。

○白眞勲君 立憲・社民の白眞勲でございます。今回の国民投票法改正案につきまして、衆議院では議論されていない論点もあるのではないかなというふうに思ひまして、申し上げますと思います。まず、繰延べ投票について申し上げます。

今般の改正案では繰延べ投票の期日の告示の期限の見直しが行われて、天災等で投票を行うことができない場合などに行う繰延べ投票の期日の告示について、これまで少なくとも五日前まで行うこととされていたものを二日前というふうになったわけでございます。

確かに、こうした制度設計の変更は、例えば早期に選挙結果を確定される要請がある議員を選ぶための選挙の場合には、特定の地域で震災などの被害に遭われた住民の方々に対する対応としては妥当な措置であるとも思えるんですが、ただ、全国民を対象とする国民投票の場合に、そもそも一部の地域だけを対象とする繰延べ投票を実施することが現実的だというふうに言えるのでしようか。

つまり、日本全国の有権者数は一億人を超えますけれども、仮にこの八割が、有権者が国民投票をしてその僅差で結果が出た場合、例えば一％といつても、その八割だから、八千万人の一％の八十万票、八十万票の差が出ちゃうわけですね。

そうすると、例えば八十万ぐらい以下の有権者数を持っている、まあちよつとここで県の名前言うのはあれですけど、何々県、何々県というところは、県民全員が繰延べ投票をしても、もうどちらかに投票したとしても、その選挙結果はもう公表されている以上、ひっくり返すことはできないというふうになるわけで、私の言っていること分かりますよね、ですから、そうなると、結局その県民の皆さん、何なんだと、俺たちは一体どういうふうになっているんだということにならないのだろうか。

さらに、仮に開票作業を繰延べした地域に合わせ遅らせたとしても、今やもう選挙結果というのはマスコミが各社の出口調査でもう比較的確かな票読みが行われているとなると、その趨勢が即時に報道される時代となっているわけですから、そうした環境の中で、一部地域の国民投票が実施できずに翌日以降に繰り延べられた場合には、そ

の公平性に大いに疑問が付くわけで、さらには、大多数の地域で行われた投票結果をめぐる報道がその後の繰延べ投票を行おうとする方々の投票行動にも少なからず影響を及ぼすのではないか。だとすれば、冷静な投票環境が必要とされる国民投票においては、そもそも繰延べ投票制度は妥当しない可能性があり、むしろ選挙の場合とは別の制度設計も必要とされるのではないだろうか。そういったことについても、これから議論していくうじやありませんか。

以上でございます。

○会長(林芳正君) 他に御発言はございせんか。——他に御発言もないようですから、以上で意見交換を終了いたします。

本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時三十五分散会

四月三十日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに關する請願(第九八四号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第九八五号)

第九八四号 令和三年四月二十一日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに關する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡宮代町 松岡正明 外六百三十一名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第九八五号 令和三年四月二十一日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 埼玉県ふじみ野市 西村央 外二千八百六十四名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

五月十四日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法を守り、いかすことに関する請願(第一一七号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに關する請願(第一一四七号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第一一四八号)

第一一七号 令和三年四月二十六日受理

日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 鹿児島県薩摩川内市 梶辰朗 外千二百五十五名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第三五二号と同じである。

第一一四七号 令和三年五月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに關する請願

請願者 山形県米沢市 菅野節子 外九百四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第一一四八号 令和三年五月六日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 愛媛県松山市 松下一子 外二千二百四十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

五月十八日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十五条」を「第二百二十五条の二」に改める。

第二十條第三項中「第三十二條において」を「以下」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第二十五條第一項中「前條第一項の規定により」を削る。

第二十六條第二項中「縦覧に係る投票人名簿への登録又は投票人名簿からの抹消」を「市町村の選挙管理委員会が行う投票人名簿の登録」に改める。

第二十九條の次に次の二條を加える。

(投票人名簿の抄本の閲覧)

第二十九條の二 市町村の選挙管理委員会は、第二十五條第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間、特定の者が投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票人から投票人名簿の

抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票人に投票人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、第三号に定める事項については、この限りでない。

一 投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする者（第四項及び次条において「申出者」という。）の氏名及び住所

二 投票人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項（以下この条及び次条において「閲覧事項」という。）の利用の目的（次条において「利用目的」という。）

三 閲覧事項の管理の方法

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 第一項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。

4 申出者は、閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（投票人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第二十九条の三 申出者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、申出者が偽りその他不正の手段により前条第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧をした場合又は前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該申出者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は第三者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかった場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

4 市町村の選挙管理委員会は、前二項の規定にかかわらず、申出者が偽りその他不正の手段により前条第

一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧をした場合又は第一項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申出者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は第三者に提供されないようにするための措置を講ずることを命ずることができる。

5 市町村の選挙管理委員会は、前条及びこの条の規定の施行に必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができる。

6 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、国民投票の期日後遅滞なく、前条第一項の申出に係る投票人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

7 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定により閲覧させる場合を除いては、投票人名簿の抄本を閲覧させてはならない。

第三十二条中「その」を「投票人名簿の」に改める。

第三十三条第三項中「第四十五条において」を「以下」に改める。

第三十五条第一号中「次条第一項及び第四項並びに」を「次条第四項及び」に改め、同条第二号中「当該申請に基づき」を削り、「の投票人名簿」の下に「又は在外投票人名簿」を加え、同条に次の一号を加える。

三 登録基準日の翌日から第三十九条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間の開始の日の前日までの間に在外選挙人名簿への登録の移転（公職選挙法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をいう。第三十七条第一項第三号において同じ。）がされた者（在外投票人名簿の登録を行うおとする日においていずれかの市町村の投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されている者を除く。）

第三十六条第一項中「者（在外選挙人名簿に登録されている者を除く。）」を「もの」に改める。

第三十七条第一項に次の一号を加える。

三 登録基準日の翌日から第三十九条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間の開始の日の前日までの間に在外選挙人名簿への登録の移転がされた者

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第三十九条第一項中「前条第一項の規定により」を削る。

第四十条第二項中「縦覧に係る在外投票人名簿の登録又は在外投票人名簿からの抹消」を「市町村の選挙管理委員会が行う在外投票人名簿の登録」に改める。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（在外投票人名簿の抄本の閲覧等）

第四十二条の二 第二十九条の二及び第二十九条の三の規定は、在外投票人名簿について準用する。この場合において、第二十九条の二第一項中「第二十五条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項」と読み替えるものとする。

第四十五条中「その」を「在外投票人名簿の」に改める。

第四十六条中「から」の下に「第三十七条まで及び第三十九条から」を加える。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（共通投票所）

第五十二条の二 市町村の選挙管理委員会は、投票人の投票の便宜のため必要があると認める場合（当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限る。）には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する投票人も投票をすることができる共通投票所を設けることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所において投票をした投票人が共通投票所において投票をすること及び共通投票所において投票をした投票人が投票所又は他の共通投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 天災その他避けることのできない事故により、共通投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、当該共通投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十九条第一項	登録された者	登録された者（共通投票所にあつては、国民投票の投票権を有する者）
第四十九条第二項	投票所	投票所又は共通投票所
第四十九条第三項	投票区	投票所又は一の共通投票所
次条第一項ただし書、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十九条第二項	投票所	投票所又は共通投票所
第六十四条	第七十四条	第七十四条（第五十二条の二第六項において準用する場合を含む。）
第六十四条ただし書	投票所	投票所又は共通投票所
第六十五条第一項	投票所内	投票所内及び共通投票所内
第六十五条第一項ただし書及び第六十七条第一項	投票所	投票所又は共通投票所
第八十条第二項	各投票所	各投票所、共通投票所

6 前二条及び第七十二条から第七十四条までの規定は、共通投票所について準用する。この場合において、第五十一条第一項ただし書中「投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り」とあるのは「必要があると認めるときは」と、「若しくは」とあるのは「若しくは当該時刻を」と、「時刻を四時間以内の範

開内において」とあるのは「時刻を」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定により共通投票所を設ける場合において、第七十条又は第七十一条第一項の規定により投票の期日を定めたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	場所に、	場所に、国民投票の期日においては当該国民投票の期日に投票を行う
	区域内	区域内、第七十条又は第七十一条第一項の規定により定めた投票の期日においては当該投票の期日に投票を行う当該市町村の区域内
前項	「時刻を」	「時刻を」と、前条第二項中「天災その他避けることのできない事故により前項」とあるのは「第七十条又は第七十一条第一項の規定により投票の期日を定めた場合において、前項の規定、次条第六項において準用する第五十二条第二項の規定又はこの項」と、「変更したときは、国民投票の当日を除くほか」とあるのは「設置する場所若しくは期日を変更し、又は当該共通投票所を設けないこととしたときは」と、「同項」とあるのは「前項」

- 8 前各項に定めるもののほか、共通投票所に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第六十条第一項に次の一号を加える。
- 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。
- 第六十条第四項を同条第八項とし、同条第三項の表第五十一条第一項の項を次のように改める。

第五十一条第一項	午前七時	午前八時三十分
----------	------	---------

第六十条第三項の表第五十一条第一項の項の次に次のように加える。

第五十一条第一項	投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができ。	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。 二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合 (午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限り。) 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。
----------	--	---

- 第六十条第三項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
- 7 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の投票人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。
- 第六十条第二項中「前項の場合においては、」を「第一項の規定により期日前投票所において投票を行わ

せる場合における」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表第五十三条第一項の項中「第五十三条第一項」を「第五十三条第一項ただし書」に改め、同表第六十四条の項中「第六十条第三項」を「第六十条第六項」に改め、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票所において投票をした投票人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。

第六十一条第七項中「定める船舶」の下に「（以下この項及び第九項第二号において「指定船舶」という。）」を加え、「をいう」を「をいい、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であつて船員手帳に準ずる文書の交付を受けているもの（以下この項において「実習生」という。）を含む。」であるもの又は投票人で指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗つて本邦以外の区域を航海する船員（船員法第一条に規定する船員をいい、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに実習生を含む）」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項第二号中「船舶で前項の総務省令で定めるもの」を「指定船舶」に、「当該船舶」を「当該指定船舶」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定は、同項の投票人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものであるもののうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票について準用する。この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替えるものとする。

第六十二条第一項第一号中「在外選挙人証」の下に「（公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選

挙人証をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三条第一項 ただし書	投票人名簿	在外投票人名簿
第五十五条第一項	投票所	指定在外投票区の投票所
第五十五条第二項	投票所 投票人名簿	指定在外投票区の投票所 、在外投票人証又は公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証を提示して、在外投票人名簿
	当該投票人名簿	当該在外投票人名簿
第二十條第二項	書類。第六十九条及び第七十条において同じ。	第三十三條第二項 書類
第五十六條第一項、第五十七條第一項及び第五十九条第二項	投票所	指定在外投票区の投票所

第六十二条第三項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票については、投票人が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会が第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所において、行わせることができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、前項の規定は、適用しない。

第五十二条の二第二項	前項の規定により共通投票所を設ける	第六十二条第三項の規定により共通投票所を指定した
------------	-------------------	--------------------------

							投票所	、投票所 指定在外投票区の投票所
							が共通投票所	が同項の規定により市町村の選挙管理委員会 が指定した共通投票所（以下「指定 共通投票所」という。）
							及び共通投票所	及び指定共通投票所
							が投票所	が指定在外投票区の投票所
							他の共通投票所	他の指定共通投票所
							第一項の規定により共通投票所を設ける	第六十二条第三項の規定により指定共通 投票所を指定した
							次条第一項ただし書、第五十五条第一 項	第五十五条第一項
							投票所又は共通投票所	指定在外投票区の投票所又は指定共通投 票所
							五十六條第一項、 五十七條第一項 及び第五十九條第 二項の項	
							投票人名簿	在外投票人名簿
							投票所	指定在外投票区の投票所又は指定共通投 票所
							、投票人名簿	、在外投票人証又は公職選挙法第三十 条の六第四項に規定する在外選挙人証を提 示して、在外投票人名簿
							当該投票人名簿	当該在外投票人名簿
							第二十条第二項	第三十三条第二項
							書類。第六十九条及び第七十条におい て	書類

在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票のうち、第六十条第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。		、投票人名簿 、在外投票人証又は公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証を提示して、在外投票人名簿	
第五十五条第二項	、投票人名簿	、在外投票人証又は公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証を提示して、在外投票人名簿	、投票人名簿
第六十条第二項	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所（次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。）	期日前投票所
第六十条第一項第二号及び第五号	投票区	指定在外投票区	投票区
第六十条第一項第六号	投票所	指定在外投票所の投票所	投票所
第六十条第二項	二以上の期日前投票所を設ける	前項の規定により二以上の指定期日前投票所を指定した	二以上の期日前投票所を設ける
第六十条第五項	期日前投票所において	指定期日前投票所において	期日前投票所において
第六十条第五項の表第五十三条第一項ただし書の項	国民投票	投票人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、国民投票	国民投票
第六十条第一項	第六十条第一項	在外投票人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、第六十条	第六十条第一項

		期日前投票所	期日前投票所
		第一項	第一項
		指定期日前投票所（第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される第六十条第一項に規定する指定期日前投票所をいう。以下第五十九条までにおいて同じ。）	指定期日前投票所
第六十条第五項の表第五十六条第一項の項及び第五十七条第一項及び前条第二項の項	期日前投票所	指定期日前投票所	

第六十九条中「次条」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該投票人名簿が第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合で政令で定めるときは投票人名簿又はその抄本を、当該在外投票人名簿が第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合で政令で定めるときは在外投票人名簿又はその抄本を、それぞれ送致することを要しない。

第七十一条第一項中「により」の下に「投票所において、」を加え、同項ただし書中「ただし、その期日は」を「この場合において」に、「において、」を「は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を」に、「五日」を「二日」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、投票人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年未満の者をいう。以下この項において同じ。）は、投票所に入ることができる。ただし、投票管理者が、投票人の同伴する子供が投票所に入ることにより生ずる混雑、喧騒その他これらに類する状況から、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがあると認め、その旨を投票人に告知したときは、この限りでない。

3 投票人を介護する者その他の投票人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者についても、前項本文と同様とする。

第八十七条中「第七十一条第一項本文」を「第七十一条第一項前段」に改める。

第八十八条中「第七十二条本文」を「第七十二条第一項」に改める。

第九十九条中「第七十一条第一項本文」を「第七十一条第一項前段」に、「第七十二条本文」を「第七十二条第一項」に改める。

第一百十二条中「投票所（」の下に「第五十二条の二第一項に規定する共通投票所及び」を加え、「以下この節」を「次条第一項、第一百十四条及び第一百十六条」に改める。

第一百十八条の次に次の一条を加える。

（投票人名簿の抄本等の閲覧に係る命令違反及び報告義務違反）

第一百十八条の二 第二十九条の三第三項（第四十二条の二において準用する場合を含む。）又は第二十九条の三第四項（第四十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十九条の三第五項（第四十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百二十三条第五項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第六十一条第八項において準用する同条第七項の規定による投票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この節の規定を適用する。

第二章第八節中第二百二十五条の次に次の一条を加える。

（偽りその他不正の手段による投票人名簿の抄本等の閲覧等に対する過料）

第二百二十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、第一百十八条の二の規定により刑を科すべき場合を除き、三十万円以下の過料に処する。

一 偽りその他不正の手段により、第二十九条の二第一項（第四十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による投票人名簿の抄本又は在外投票人名簿の抄本の閲覧をした者

二 第二十九条の三第一項（第四十二条の二において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

2 前項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

第百三十六条第二号中「及び」を「、共通投票所及び」に改める。

第百四十一条中「第七項及び第八項」を「及び第七項から第九項まで」に改める。

第百四十二条第一項中「によつて」を「により」に、「する届出」を「行う届出」に、「間にしなければ」を「間に行わなければ」に改め、同項ただし書中「しなければ」を「行わなければ」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第四十二条の二において準用する第二十九条の二第一項の規定による在外投票人名簿の抄本の閲覧の申出（地方公共団体の休日に行われるものを除く。）

第百四十二条第一項に第一号として次の一号を加える。

一 第二十九条の二第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧の申出（地方公共団体の休日に行われるものを除く。）

第百四十二条第二項中「第七項若しくは第八項」を「若しくは第七項から第九項まで」に、「する」を「行う」に、「によつて」を「により」に、「しなければ」を「行わなければ」に改める。

第百四十三条第一項中「第八項」を「第九項」に、「する行為」を「行う行為」に、「するもの」を「行うもの」に改め、「午前八時三十分」の下に「（当該行為を行うとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前六時三十分から午前八時三十分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）」を加え、「午後八時まで」を「午後十時まで」に、「にあつては」を「には」に、「すること」を「行うこと」に改め、同条第二項中「第八項」を「第九項」に、「する行為」を「行う行為」に、「しなければ」を「行わなければ」に改める。

附則第二条第一項中「申請」を「、申請」に改め、「第三十八条第一項中「領事官をいう。以下この項において同じ」とあるのは「領事官をいう」と、「最終住所及び生年月日（当該在外投票人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）」とあるのは「及び生年月日」とを削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律（以下この条において「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日以後に登録基準日（新法第二十二条第一号に規定する登録基準日をいう。以下この条において同じ。）がある国民投票（新法第一条に規定する国民投票をいう。以下この条において同じ。）について適用し、この法律の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 国は、この法律の施行後三年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

一 投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他必要な事項

イ 天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（次号イにおいて「国民投票法」という。）第一条に規定する国民投票をいう。同号において同じ。）の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備

ロ 投票立会人の選任の要件の緩和

二 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項

イ 国民投票運動等（国民投票法第百条の二に規定する国民投票運動又は国民投票法第十四条第一項第一号に規定する憲法改正案に対する賛成若しくは反対の意見の表明をいう。ロにおいて同じ。）のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限

ロ 国民投票運動等の資金に係る規制

ハ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策